

## 将来の奈良県消防学校の管理・運営に関する覚書

奈良県が設置している奈良県消防学校（以下「消防学校」という。）は、将来発生が懸念される大規模災害への対応、的確に状況判断できる県内の消防職員を養成するために、合理的かつ効果的に教育訓練を実施することが求められる。この趣旨から奈良県が設置している消防学校の管理・運営については、必要とされる人材を理解し、その育成を進めている奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）が担うことが適切である。この認識のもと、奈良県及び組合は以下の方針について合意の上、管理・運営の移管を進めるための協議を行うこととし、証として本覚書を締結する。

### 第1 移管

- (1) 奈良県が設置している消防学校の管理・運営の移管については、地方自治法に基づく事務委託など適切な手続に基づき行う。
- (2) (1) の手続は、令和5年度までの完了をめざす。

### 第2 管理・運営

- (1) 組合は、移管後、消防学校の管理・運営を担う。
- (2) (1) について、奈良県は別に定めるもののほか必要な支援を行う。

### 第3 教育訓練

奈良県は、組合と連携して教育訓練の充実に向け取り組むとともに、教育訓練内容に関し評価検証を行う。

### 第4 移転整備

- (1) 奈良県は、早期に、消防学校の移転整備を行う。
- (2) 移転整備の場所、時期については、奈良県において別途定めるものとする。

### 第5 経費負担

- (1) 奈良県は、消防学校の管理・運営及び移転整備に関する経費を負担する。
- (2) 前項の負担額及び負担方法については、消防庁の基準等に基づく消防学校の教育訓練に必要な範囲とし、奈良県と組合で協議の上決定する。

### 第6 その他

消防組織に関する制度が変更されたとき又は本覚書に定めのない事項若しくは本覚書の内容に疑義が生じたときは、奈良県と組合で協議の上対応を定めるものとする。

令和5年 2月20日

奈良県知事

荒井正吾

奈良県広域消防組合管理者

豊田忠彦